

令和8年(2026年)
二十歳の集い

有田川町では、当該年度に20歳を迎える方を対象に二十歳の集いを行います。

令和7年(2025年) 4月1日時点で、有田川町に住民登録されている方に案内を送付しました。

町外に住民登録を移している方で式典に出席を希望される場合は、社会教育課までご連絡ください。既にご連絡いただいている場合は不要です。

●日時／令和8年(2026年) 1月11日(日)

※時間は決まり次第お知らせします。

●場所／金屋文化保健センター(有田川町金屋7番地)

●対象／平成17年(2005年) 4月2日から平成18年(2006年) 4月1日生まれの方

問 社会教育課(金屋庁舎)

農業

次世代を担う農業者支援
「親元就農を支援します」
有田川町農業経営継承者支援事業

農業における次世代の中心的な役割を担うことを強く志す農業者を確保・支援することを目的とし、農業経営を継承するため就農した直後の新たな就農者に対し、予算の範囲内で有田川町農業経営継承者支援事業助成金を交付します。

●対象者／次の①～⑥の要件を全て満たす方

①就農者の申請日における年齢が18歳以上30歳未満であり、1年以内に農業経営を継承するため就農した方。

②町内に住所を有し、かつ、町内において効率的かつ安定的な農業経営を10年以上継続して行い、また地域農業の中心的な役割を担うことについて強い意欲を有している方。

③青年等就農計画の認定を受け、町がその認定をした方。もしくは、認定農業者の子または孫(※1)であり、かつ青年等就農計画と同等の書類を作成し町に提出した方(※2)。なお、一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人)以外の農業法人を継承する場合

合は交付の対象外。

※1 当該認定農業者が法人である場合は、構成員のうち農業に従事する方の子または孫を含む。

※2 子等に代わってその配偶者が農業に従事するときは、当該配偶者を子等とみなす。

④年間150日以上かつ、年間1200時間以上の農業従事を行う方。

⑤国・県などが実施する同様の事業による補助金、交付金、その他の給付金などを受けない方。

⑥町税の滞納のない世帯

●助成額／1人当たり年間50万円を上限とします。交付期間は2年を限度とします。

●申請受付期間／7月1日(火)～7月31日(木)

※役場開庁日時に伴う。

●受け付け方法／産業課窓口まで申請書を提出

※後日、審査があります。

※その他の詳細、申請書様式は町ホームページでご確認ください。

問 産業課(金屋庁舎)

緊急地震速報の訓練放送を実施します

●日時／6月18日(水) 10:00～

気象庁から配信される緊急地震速報を全国瞬時警報システム(Jアラート)を介し、自動で住民へ伝達する訓練を全国一斉に実施します。防災行政無線放送などの情報配信を実施しますが、訓練ですので実際の情報と取り違えないようご注意ください。



身を守る基本行動

- ①姿勢を低くする
- ②体や頭を守る
- ③揺れが収まるまで動かない